官報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方財政の姿と平成二十八年度の地方財政への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十七年十二月十八日　　総務大臣　山本　早苗

今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見

平成27年12月18日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに～住民の生活と安心を支える地方の財政健全化に向けて～

政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るための施策を強力に推進している。「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」において、2020年度までの財政健全化目標を設定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」「歳入改革」の３本柱により、経済再生と財政健全化をともに達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムを目指す取組を進めている。

わが国において、住民に身近な行政サービスの主な担い手は地方自治体である。地方自治体が提供する多様なセーフティーネットにより、住民の幸せや安心が確保されることが、経済成長に向けた人々の新たなチャレンジや、誰もが活躍する地域社会の実現をもたらす。

しかしながら、地方財政の状況は、社会保障関係費の増加や景気の低迷に伴う税収の減少等により膨大な債務残高を抱え、危機的な状況となっている。人口減少社会の中でも、地方自治体が安定的に行政サービスを提供し、子育てや高齢化、雇用や防災など、住民の求める多様な行政需要に対してその役割を果たすためにも、持続的な財政基盤の構築と、地方財政の健全化を図ることが重要である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、地方創生などの喫緊の課題に対応するための財源もしっかり確保しなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

なお、目指すべき地方税制の姿と平成28年度地方税制改正等への対応については、平成27年11月20日の当審議会意見「平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一　今後目指すべき地方財政の姿

１　目指すべき地域の姿

⑴　住民生活の安心の確保

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の満足度を高めて幸せをもたらすことである。そのためには、多様なセーフティネットを築くことが必要である。地方自治体が住民福祉の増進という本来の使命を果たし、生活の安心を確保することが重要である。

我が国では、住民への行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち社会保障関係費、教育、防災・減災、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

地域社会の多様化や社会経済情勢の変化に対応し、住民に身近な存在である地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、住民の幸せと安心を確保することが重要である。

それによって人々の果敢なチャレンジや新たな企業活動が生まれ、地域経済の好循環が確立されるとともに、誰もが生きがいをもって充実した幸せな生活を送ることができる社会を実現することができる。

⑵　地方創生の推進

目指すべき地域の姿の二つ目は、地方創生の推進である。急速な人口減少・高齢化と地域経済の衰退という悪循環に歯止めをかけ、地方創生を推進することは、我が国の重要課題である。現在、多数の地方自治体がそれぞれの地域における地方版総合戦略[1]を策定中であり、今後、その本格的な取組が期待されている。

地方創生については、国と地方の役割分担の下、地域の実情を踏まえ、地方自治体の創意と責任により推進することが重要である。また、人口減少の克服のように構造的な課題の解決のためには、分野横断的な取組や長い時間が必要となる。このため、地方創生の推進にあたっては、地方自治体が各分野の施策を有機的に関連づけて、総合的に取り組むことが望まれる。国は、その取組を息長く支援していくことが必要である。

こうした地方の取組の支援が、元気で豊かな地方の創生をもたらす。地域経済の好循環の拡大を推進することで、地域の経済が再生する。それが地方自治体の財政健全化を促す。財政健全化の進展が、地域経済再生の一段の進展に寄与するという更なる好循環の形成を目指し、「地域経済再生と財政健全化の両立」に向けた努力を継続しなければならない。

そのためにも、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図る制度的な基盤として、地方分権改革を進めていくことが重要[2]である。

このほか、公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会において、地方自治体がいかにして公共サービスを安定的に提供していくかという視点も重要となる。

２　目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が教育や福祉などの様々な行政サービスを安定的に提供することが求められる。

さらに、地域社会が多様化する中にあって、住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業を選択し、創意工夫を凝らして主体的に地域におけるセーフティネットの提供や課題の解決などに取り組むことが重要である。

こうした地域の実情に基づく行政サービスを、安定的かつ効果的に提供するためには、持続可能な地方財政基盤の構築が不可欠である。このため、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な額を歳出総額として確保し、かつ、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。その際、地方税の一層の充実を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

その上で、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である。

⑵　地方財政の健全化

行政サービスの主たる担い手である地方自治体の安定的な財政基盤を持続的に確保することで、どの地域に住んでも、必要な福祉サービス等を受け、安心・安全で幸せな生活をおくることができる。また、新たな企業活動や地域のチャレンジの機会がある社会や、住民一人一人が活躍する社会を実現できる。

しかし、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、巨額の財源不足が生じ、特例的な地方債の増発や交付税特別会計借入金等によって補てんが行われてきた。その結果、地方の債務残高は約200兆円規模で高原状態となっている（資料２）。その内訳を見ても、投資的経費の縮減により建設地方債の残高が減少する一方で、財源不足に対応するための臨時財政対策債の残高が増加しており、地方財政は依然として厳しい状況にある。

地方財政の本来の姿は、臨時財政対策債等の特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を早急に改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高を計画的に引き下げる必要がある。